

2等陸・海・空士 通年	受験票の交付の際に通知	那覇市前島3丁目25番39号	沖縄県水産会館
		宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
		石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎

注 試験場は、状況により変更する場合がある。

- 2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部（電話番号098-855-0751）まで問い合わせること。

沖縄県告示第268号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和7年沖縄県告示第24号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

令和8年7月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 名護市大北一丁目4064番及び4073番1の各一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 掘削除去

沖縄県告示第269号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年7月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
東村	令和8年8月5日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	東村役場
渡名喜村	令和8年8月21日（金曜日） 午後零時から午後2時30分まで	渡名喜村多目的活動施設
今帰仁村、国頭村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、東村及び渡名喜村	令和8年8月28日（金曜日） 午前9時から午後4時まで	沖縄県計量検定所

注意 渡名喜村多目的活動施設以外の検査場所での検査時間のうち、午後零時から午後1時までの間については、検査を行わない。

検査の最終受付時刻は、終了時刻の30分前とする。

- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第270号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年7月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕